

## 令和2年度教員免許状更新講習シラバス

講習の区分	【選択領域】受講者が任意に選択して受講する領域		
講習の名称	【選択】成年年齢引下げと消費者教育		
開設日	令和2年8月25日(火)	講習時間	6時間
主な受講対象者	幼・小・中・高・特支教諭(主に社会科、技術・家庭)	受講人数	50人
講習の形態	インターネット講習		
担当講師	岩本 諭		
講習のねらい・到達目標	<p>【講習のねらい】</p> <p>消費者教育推進法(2012年制定)に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(2013年閣議決定、2018年変更)が定められ、これを受けて都道府県は「消費者教育基本計画」を策定している。2022年4月から民法が定める成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、学校における消費者教育の実質化は喫緊の課題とされている(消費者庁消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会取りまとめ」2018年6月)。また、消費者教育はSDGs教育の一環として位置づけられている。本講習は、消費者教育が必要とされる背景、推進法が定める教育目的・理念および教育内容・範囲について理解することを目的とする。</p> <p>【到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育が必要とされる背景と位置付けが理解できる。</li> <li>・消費者教育の目的・理念が理解できる。</li> <li>・成年年齢の引き下げを契機として、学校教育における消費者教育の意義と重要性が理解できる。</li> <li>・消費者教育として教えるべき教育内容・範囲が理解できる。</li> </ul>		
講習内容	<p>消費者教育は、1960年代から、その必要性・重要性は国の行政において主張されてきており、自治体および学校の教育現場においても、さまざまな機会を通じて実践されてきた。近年、消費者教育に関する事項は、学習指導要領が改訂されるごとに、質的にも量的にも拡充されてきている。しかしながら、その取扱いは学校や教員によって差があり、また「出前講義」として開講される場合であっても外部の専門家に委ねられ、十分なフォローアップがなされていないこともある。消費者教育推進法は、消費者教育をライフステージや教育段階に応じて体系的に実施することを目的とする。本講習では、消費者教育推進法が目的とする教育理念、たんなる情報提供や啓発にとどまらない教育内容について講義を行うとともに、特に成年年齢を迎えようとする生徒に向けた教育として取り上げるべき事項について情報共有を図るものである。</p>		
評価方法・基準	<p>IV講目の時間帯に、筆記試験を行います。成績評価は、講習への出席状況と筆記試験の結果に基づき総合評価(総合点で60点以上が合格)に拠ります。</p> <p>認定試験 に関して</p> <p>講習当日に免許更新室からメールにて試験問題を送付します。 解答を受験者本人が自署にて行い、提出は免許更新室に郵送してください。</p>		
講習計画/講習内容			
開始時刻等	担当講師	内容	補足
I 9:00~10:30 (90分)	岩本 諭	消費者教育推進法の制定に至る背景と学校教育における位置付けについて	
II 10:45~12:15 (90分)	岩本 諭	消費者教育の目的・理念についてー基本用語である「消費者市民社会」の理解、SDGs教育としての役割を中心に	
12:15~13:15	昼休み		
III 13:15~14:45 (90分)	岩本 諭	若年消費者への消費者教育(1)広告・表示その他の顧客誘引について(インターネット取引、オンラインゲームを中心に)	
IV 15:00~16:30 (90分)	岩本 諭	若年消費者への消費者教育(2)契約すること、トラブル解決・救済について ※講義の後半の時間帯に筆記試験を実施する。	
受講(視聴)に当たって準備しておくもの	特にありません(レジュメ、使用教材はこちらで準備します)。		
予習について	関心をお持ちの方は、消費者庁のサイト内の消費者教育ポータルサイトをご覧ください(さまざまな消費者教育テキストが掲載されています)。		
受講上の注意	令和元年度講習【選択】成年年齢引下げと消費者教育」と内容が重複します。インターネット接続がある環境で受けてください。オンデマンド型の配信なので受講する時間帯は問いません。		